

ふくい

社会保険

職場から、県民一人ひとりの安心・健康な暮らしを

10・11月号

2025

12月1日から受付開始! 冬の施設利用補助券

11月に「ねんきんシニアライフセミナー」を開催!

育児・介護と仕事の両立のための制度

マイナ保険証の利用登録はお済みですか?

被扶養者認定における年間収入要件が変わります!

シリーズ「ねんきんネット」の便利な活用法

職場内で
回覧しましょう

新発見! 再発見!
Discover
ふくい

たいおうじ
諦応寺の銀杏観音／若狭町

樹齢約450年のイチョウの木に彫られた十一面観音立像です。このイチョウは毎年色付きが早いのですが、今回は黄色いイチョウと観音様を撮影でき感動しました。小さい頃からお参りしていたお寺のお宝を多くの人に知ってもらいたくて毎年撮影しています。

●撮影／kiyomama0502さん

協会会員の福利厚生事業 冬の施設利用補助券 申込み受付は12月1日から!!



会員の事業主様をはじめ被保険者とそのご家族の皆様から、
下記施設のご利用申し込みをお待ちしています。

① けんこうの湯(冬季)利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月13日⑤～2月28日⑤
- 対象施設
 - ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
 - 法恩寺温泉「ささゆり」(スキージャンプ勝山・勝山市)
 - 今庄365温泉「やすらぎ」(南越前町)
 - 溪流温泉「冠荘」(池田町)
 - 敦賀きらめき温泉「リラ・ポート」(敦賀市)
 - 御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)



② スキーリフト券 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月13日⑤～2月28日⑤
- 対象施設
 - スキージャンプ勝山(勝山市)
 - 福井和泉スキー場(大野市)
 - 九頭竜スキー場(大野市)
 - 新保ファミリースキー場(池田町)
 - 今庄365スキー場(南越前町)



③ アイススケート 利用補助券

協会利用補助 500円/人

- 利用期間 12月13日⑤～2月28日⑤
- 対象施設
 - ニューサンピア敦賀
 - アイスアリーナ(敦賀市)



必ず郵便でお申し込みください!

12月1日⑤の消印から有効!

※電話・FAXでの申し込み受付は行っておりません。

※施設側の理由により、利用できない場合がありますので、
事前のご確認をお願いします。

申込方法

12月1日⑤から
申込書
ダウンロード開始!

- 当協会ホームページから申込書をダウンロード
事業案内 > 福利厚生事業 > 各種補助券の発行 >
「けんこうの湯(冬季)利用補助券」または
「スキーリフト券」または「アイススケート」>お申込はコチラ
- 返信用封筒の同封をお願いします。
御社住所を記入し、切手(右表参照)を貼った返信用封筒を
同封し申込書とともに郵送願います。
(12月1日⑤の消印から有効)
送付先:「福井県社会保険協会」
(〒910-0831 福井市若栄町508番地 福井県鉄工会館2階)

注意!

- ・事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- ・受付先着順に発行し、補助券がなくなり次第終了となります。
- ・令和7年度の協会費が未納の事業所様はお申し込みできません。

- 上限枚数(被保険者数は前年12月20日現在の被保険者数)
「けんこうの湯(冬季)」 「スキーリフト券」 「アイススケート」 それぞれの上限枚数

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
1～3人	3枚	20～29人	20枚	70～99人	48枚
4～9人	8枚	30～49人	30枚	100～199人	60枚
10～19人	15枚	50～69人	42枚	200～299人	80枚
				300人以上	100枚

- 貼付をお願いする返信用切手料金

合計枚数	切手料金	合計枚数	切手料金
50枚まで	110円	190枚まで	270円
120枚まで	180円	300枚まで	320円

※返信用封筒は定形(長形3号 120mm×235mm)をご利用ください。

ねんきんシニアライフセミナーを 開催いたします!!



定年退職した後の生活を充実したものにするために知っておくべき雇用保険・健康保険制度、受け取る年金のしくみや請求手続きなど、生活設計の一助となる情報を共有することを目的としてセミナーを開催いたします。

ぜひご夫婦で参加してみませんか。



「退職後の雇用保険・健康保険」セミナー内容(一部)

- 65歳からの在職老齢年金について
- 60歳以降の受給権発生時の在職老齢年金について
- ねんきん受給開始年齢について
- 定年退職と継続再雇用制度とは
- 定年後の嘱託再雇用時の健康保険の手続き
- 退職した時に加入する健康保険の選択 など

●実施要領

内 容	①退職後の雇用保険・健康保険 ②年金のしくみと年金請求手続き
講 師	①青垣幹夫氏(社会保険労務士法人青垣労務管理事務所 所長) ②日本年金機構
参加対象者	会員事業所に勤務する被保険者及びその配偶者、事務担当者
受講料	無料(非会員の受講はできません。)
定 員	下記開催会場の定員のとおりに(申込受付順)

●開催日時・会場

日 時	開催時間	会 場	定員	所 在 地
11月10日(月)	14:00~ 16:30	サンドーム福井管理会議棟 「201・202会議室」	48名	越前市瓜生町5-1-1
11月12日(水)		敦賀市中郷公民館 「大会議室(2階)」	24名	敦賀市羽織町36-1
11月17日(月)		福井県自治会館 「201研修室」	48名	福井市西開発4-202-1

申し込み方法

下記の①・②いずれかで「申込みフォーム」にアクセスしていただき、必要事項のご入力をお願いいたします。

①スマートフォンの場合

右記二次元コードより読み取り!



②パソコンの場合

福井県社会保険協会HP「新着情報」から、「ねんきんシニアライフセミナー」にアクセスし、指定されたURLをクリック!

申込受付

令和7年10月15日(水)～10月31日(金)

ご不明な点は
お電話ください!

※お申し込みいただいた内容(個人情報等)はねんきんシニアライフセミナー以外の目的で利用することはありません。



ご存じですか? 育児・介護と仕事の両立のための制度

働きながら育児や介護を行う労働者の方は、育児・介護休業法に基づき、以下の制度を利用することができます(申し出時点で勤続1年以上にないならなければ利用できない制度もあります)。



育児休業

子どもが1歳の誕生日の前日までの希望する期間に男女とも休業できる制度で、1か月前までに書面で会社に申し出ること、1歳の間で2回休業を取得できます。保育所等に入所できない等の場合は、1歳6か月、2歳までの間で各々1回取得することができます(1歳以降の休業の場合、2週間前までに書面の申し出が必要)。

パパママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間に、父母それぞれ1年間まで休業を取得できます。

出生時育児休業(産後パパ育休)

子どもの出生後8週間以内に、4週間まで2回に分割して休業することができます。申し出は書面で行わなければならない、分割して取得する場合は、その旨をまとめて申し出る必要があります。

子の看護等休暇

令和7年4月から、対象者の年齢引上げ、入社6か月未満でも取得可能に!

小学校第3学年修了まで、看護が必要な子ども1人につき1年に5日まで、子どもが2人以上の場合は年10日まで、年次有給休暇とは別に1日単位又は時間単位で取得できます。

書面の提出に限定されず、当日口頭での申し出も可能です。

令和7年4月から、看護等休暇取得事由が、従来の ①病氣・けが ②予防接種・健康診断に加えて ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式 が追加されました!

介護休業

介護が必要な家族1人に対して通算93日、3回まで分割して取得できる休業制度で、2週間前までに書面で会社に申し出ることによって利用できます。

介護休暇

令和7年4月から、入社6か月未満でも取得可能に!

介護や世話が必要な家族1人につき1年に5日まで、対象家族が2人以上の場合は10日まで年次有給休暇とは別に1日単位又は時間単位で取得できます。書面の提出に限定されず、当日口頭での申し出も可能です。

所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

令和7年4月から育児の所定外労働制限の対象年齢が引き上げ!

小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者は、所定外労働・時間外労働(1か月24時間、1年150時間を超える)・深夜業(午後10時から午前5時まで)の制限を申し出ることができます。いずれも1か月前までに書面での申し出が必要です。

育児短時間勤務

事業主は、子どもが3歳まで、1日6時間勤務を可能とする短時間勤務制度を講じることが義務づけられています。

介護所定労働時間短縮等の措置

事業主は、対象家族1人につき利用開始の日から3年以上の期間で2回以上利用可能な①から④のいずれかの措置を講じることが義務づけられています
①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制度 ③時差出勤の制度 ④介護費用の助成措置

育児のための柔軟な働き方を実現するための措置

令和7年10月から就業規則へ措置を記載・講じることが義務化!

事業主は、3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、職場のニーズを把握した上で、次の①から⑤の5つの中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

労働者は事業主が講じた2つの措置の中から1つを選択して利用することができます。
①始業時刻等の変更 ②テレワーク等(10日以上/月)
③保育施設の設置運営等 ④養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)
⑤短時間勤務制度(6時間勤務/日の制度を含む)

育児休業、介護休業等、制度の個別周知と利用意向確認、意向聴取 育児休業、介護休業等の雇用環境整備の措置

令和7年4月から介護関係の対応が義務化!
令和7年10月から柔軟な措置の対応、意向聴取が義務化!

- 本人又は配偶者の妊娠・出産等の申し出をした労働者、3歳未満の子の育児を行う労働者、介護に直面した旨を申し出た労働者に対して、個別の制度周知、制度利用の意向確認等を面談等により行うことが事業主の義務となっています。
- 事業主は育児休業・介護休業等の申し出が円滑に行われるようにするため、相談窓口の設置等、雇用環境整備措置を1つ以上講じることが義務となっています。

右記の厚生労働省HP「育児・介護休業法について」では、就業規則例、雇用環境整備、個別周知等に活用できる素材を掲載!



両立支援助成金のご案内(令和7年度)

事業主が仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりを行い、労働者が育児休業・介護休業等取得・職場復帰した場合に受給できる助成金です。



支給要領、申請書様式等は厚生労働省HP(右記二次元コード)に掲載しています!



- 育児休業等支援コース：育休取得時 30万円・職場復帰時 30万円 ※どちらも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)
- 介護離職防止支援コース：介護休業を取得&職場復帰 40万円 ※1事業主5人まで

マイナ保険証の利用登録はお済みですか?



令和7年12月2日以降に医療機関等を受診する際は、マイナ保険証が基本となります。
マイナンバーカードに電子証明書機能として健康保険証を利用登録することで、
マイナ保険証として医療機関を受診できるようになります。

マイナ保険証の利用登録方法



マイナンバーカードを
健康保険証として利用するには
申し込みが必要です!

【医療機関で】

医療機関・薬局の顔認証つき
カードリーダーから
申し込むことができます。



【スマートフォンで】

準備するもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード
読取対応の
スマートフォン
- アプリ
「マイナポータル」の
インストール

STEP 1 「マイナポータル」を起動

STEP 2 「申し込む」をタップ

STEP 3 利用規約等に同意

STEP 4 マイナンバーカードを読み取る

【セブン銀行ATMで】

マイナンバーカードを持参し、
ATM画面にて
「マイナンバーカードでの手続き」から
申し込むことができます。



\ 詳しくはコチラ! /

今から使おう!マイナ保険証

検索



マイナ保険証で受診するメリット

①よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、
重複検査のリスクが減少(本人が同意した場合のみ)
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、
重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクが減少
(本人が同意した場合のみ)
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携可能

重複投薬のリスク回避の例



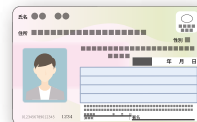
他院で鎮痛剤が処方されているので、
当院での処方は必要ないですね

はい!



②各種手続きも便利・簡単に!

- 高額な医療費となる場合に必要な「限度額適用認定証」の申請手続きが省略可能に
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単に
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要に(新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です)
- 高齢受給者証の提示が不要に



有効期限に注意!!



マイナンバーカード自体の有効期限と、マイナ保険証
などの電子証明書としてマイナンバーカードを利用す
る場合の有効期限が異なるのでご注意ください!

マイナンバーカードと電子証明書の有効期限

	成年の方(18歳以上)	未成年の方(18歳未満)
マイナンバーカード	10回目の誕生日	5回目の誕生日
電子証明書(マイナ保険証など)	5回目の誕生日	

※有効期限は発行日からの算出となります。

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における 年間収入要件が変わります!

「学生ではない方」も
今回の要件見直しの対象です!

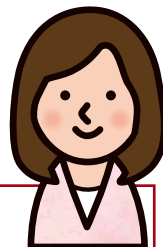
令和7年度税制改正において、
現下の厳しい人手不足の状況にお
ける就業調整対策等の観点から、
19歳以上23歳未満の親族を扶養とす
る場合における「特定扶養控除要件
の見直し」等が行われたところです。

これを踏まえ、被扶養者として
認定を受ける方(被保険者の配偶者
を除く)が19歳以上23歳未満である
場合、年間収入要件の取り扱いが
変わります。

●認定対象者の年間収入要件(配偶者を除く)

認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満
の場合、以下に変わります。

年間収入
130万円未満 ⇒ **年間収入
150万円未満**



◆19歳以上23歳未満の年齢要件は、扶養認定日が属する年の12月31日
時点の年齢で判定します(1月1日生まれの方は、誕生日の前日である
12月31日に年齢が加算されます)。

◆扶養認定日が「令和7年10月1日以降」の届出が対象となります。令和7年10月1日以降
の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳
未満の被扶養者にかかる年間収入要件は130万円未満で判定します。

令和8年分「扶養親族等申告書」は期限までに提出を!

扶養親族等申告書は、老齢年金
から源泉徴収される所得税につい
て、各種控除を受ける際に必要な
申告書です。

源泉徴収の対象と見込まれる方
を抽出し、9月中旬から10月初旬に
かけて日本年金機構から順次送付
しています。期限までの提出をお願
いします。

提出期限

令和7年10月31日(金)

お問い合わせ先

●扶養親族等申告書相談チャット

お問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設。
24時間いつでも対応、右記の二次元コードよりアクセス。



●扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル



0570-081-240

ナビダイヤル。([050]から始まる電話でおかけになる場合は☎03-6837-9932)

※「0570」の最初の「0」を省略したり、
市外局番を付けたりして間違い電話に
なるケースが発生しています。
おかけ間違いのないようご注意ください。

お問い合わせの際は、
基礎年金番号、個人番号、
照会番号がわかるものを
ご用意ください。



シリーズ

「ねんきんネット」の便利な活用法 Vol.3 控除証明書、源泉徴収票がマイナポータルで受け取れる!

確定申告などに使う「社会保
険料(国民年金保険料)控除証
明書」「公的年金等の源泉徴収
票」について、ねんきんネット
で電子送付の希望を登録。

- 郵送より早く、マイナポータル上で
電子データを受け取ることができます!
- 受け取った電子データを利用して、
e-Taxでの確定申告がスムーズにできます!
- 一度登録すれば、毎年電子データが届きます!
(紙への切り替えも可能です)

電子送付が可能
な通知書について
詳しくはコチラ!



紛失した場合などの
再交付申請も
「ねんきんネット」から
手続きできますよ!

「ねんきんネット」を使ったことがない方へ

「ねんきんネット」でできる便利な機能については
二次元コードから動画をチェック!
ぜひご利用ください。

ねんきんネットの
機能紹介



お問い合わせ



日本年金機構
Japan Pension Service

県内年金事務所 福井 ☎0776(23)4518

武生 ☎0778(23)1126

敦賀 ☎0770(23)9904

日本年金機構

検索

11月は「ねんきん月間」 11月30日(いいみらい)は「年金の日」です!

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、国民の皆様にも公的年金制度を身近に感じ、理解を深めていただくことを目的として、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、周知・啓発活動に取り組んでいます。

また、将来の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的に、11月30日を「いいみらい」とし、「年金の日」と制定しました。

公的年金制度は「世代と世代の支え合い」であり、世代や地域、職域を超えた社会連携のもとに成り立っています。



この機会に“ねんきん”について考えてみませんか?



地域年金展開事業について

日本年金機構では、地域、教育、企業などに根差した公的年金制度の啓発・普及を目的として、「地域における年金運営の展開に関する事業(地域年金展開事業)」を行っています。

この事業の効果的な推進を図るため、世代や地域、職域を超えた社会連携を図るとともに、支援のネットワークを構築するなど、各都道府県では「地域年金事業運営調整会議」を開催しています。



事業	概要	主な取り組み
地域との連携による周知・広報	市町、自治会、事業所、関係機関・団体を通じて、正しい年金制度の知識や、制度改正等の情報を周知するための活動	●ポスター・リーフレットの配布 ●出張年金相談 ●「わたしと年金」エッセイ募集
年金セミナー	高校生や大学生などの若い世代に公的年金制度が身近で重要なものであることを理解していただくための活動	●年金セミナーの実施 令和6年度は、県内16の教育機関で851名の学生・生徒が参加
年金委員への情報提供	事業所や地域において活動していただくために必要な情報を提供し、年金委員活動の活性化を図る活動	●年金委員の新規委嘱 ●情報誌の発行 ●連絡会・研修の実施
制度説明会	被保険者・受給者の皆様に安心して年金をお受け取りいただくため、より多くの方に社会保険制度のしくみなどの情報を提供する活動	●制度説明会の実施 令和6年度は、県内の適用事業所向けに11回、562名の方が参加
地域年金事業運営調整会議	公的年金制度の普及・啓発等についての検討や、年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位で設置	●毎年1回開催

新入社員向けや外国人従業員向けなど事業所に赴いての実施も可能です。ご連絡をお待ちしています!



年金セミナー、年金制度説明会にかかる令和7年度の開催は随時受付中です。

取り組み内容等希望がございましたら、管轄の年金事務所 総務担当課までお気軽にご相談ください。

お問い合わせ



日本年金機構
Japan Pension Service

県内年金事務所 福井 ☎0776(23)4518 武生 ☎0778(23)1126 敦賀 ☎0770(23)9904

日本年金機構

検索

Discover ふくい

新発見! 再発見!

「美しいふるさと福井」の風景を表紙で紹介。観光地はもちろん、何気ない場所でも、実は“福井らしい魅力”があることに改めて気付いてもらえるような一枚を毎号お届けします。



表紙の場所は…

諦応寺(たいおうじ)の銀杏観音／若狭町

(2024年11月14日撮影)

【表紙写真募集!】

会員事業所の皆様が撮影した、とっておきの美しいふるさと福井の風景を「社会保険ふくい」の表紙に掲載しませんか? ご応募お待ちしております。

メールで件名「社会保険ふくい表紙画像」として、メール本文に ①撮影者名(紙面に掲載する際の名前) ②撮影場所 ③撮影日時 ④写真のタイトル ⑤写真の説明 ⑥掲載した広報紙の送付先(住所・氏名)を記載し、画像データを添付して、下記メールアドレスまでお送りください。

furusatofukui@urala.co.jp

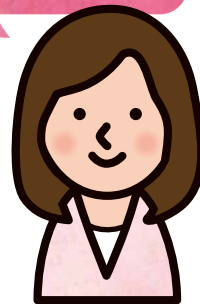


事業所に一人! 職域型年金委員の設置をお願いします!

年金委員とは、厚生労働大臣から委嘱を受け、年金制度の普及・啓発活動を行う民間協力員であり、事業所内の従業員とそこご家族に年金に関する各種手続きについての相談・助言を行っていただく、いわば事業所と年金事務所の“パイプ役”を担っていただく方々です。

福井県では、現在約1,800名の方が職域型年金委員として委嘱され活動しています。

年金に関する情報の窓口となる従業員が職場にいることはとても心強いものです。年金委員未設置の事業所におかれましては、設置に向けご検討をお願いいたします。



年金委員のメリット

- 制度改正の内容など、年金委員活動に役立つ情報を掲載した情報誌を、年4回お届けします。
- 年金委員を対象とした研修会に参加できます。(令和8年2月の開催を予定)
- 多年にわたりご活躍いただいた年金委員の方は、厚生労働大臣などから表彰されます。



お問い合わせは
管轄の年金事務所
総務担当課まで!

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内 (10~12月)

予約受付専用電話へ

時間／8:30~17:15

※月曜(休日の場合は週初めの平日)
は19:00まで

※第2土曜は9:30~16:00

休み／土・日曜、祝日

※第2土曜は休日相談日

●出張相談所の相談日時(12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。)

勝山市民会館	11月13日(木) 12月11日(木)	10:00 ~ 15:30	(管轄) 福井
大野商工会議所	10月23日(木) 11月27日(木) 12月25日(木)	10:00 ~ 15:30	
小浜市文化会館4階 (小浜市役所横)	10月23日(木) 11月13日(木)・27日(木) 12月11日(木)・25日(木)	10:00 ~ 15:00	(管轄) 敦賀

事前に管轄の年金事務所へ
電話ご予約のうえ、
当日は必ず予約時間まで
にお越しください

【すべて自動音声案内】

- 福井年金事務所
☎0776(23)4518
- 武生年金事務所
☎0778(23)1126
- 敦賀年金事務所
☎0770(23)9904

年金相談の予約をご利用ください!

〈受付時間〉月~金(平日)8:30~17:15

予約受付
専用電話

ゴ ヨ ヤ ク ワ
0570-05-4890